

令和 7 年 5 月 23 日

総務省千葉行政監視行政相談センター

行政相談委員の活動に対し表彰します

総務省千葉行政監視行政相談センター（所長：花井 光）は、令和 7 年 5 月 26 日（月）、千葉県内の全行政相談委員が一堂に会する「行政相談委員全体会議」において、行政相談及び行政相談委員制度の発展に努めた功績顕著な行政相談委員に対して表彰を行います。

受賞者は関東管区行政評価局長表彰 6 名など計 22 名の方です。

行政相談委員は、登記、マイナンバー、租税、保険・年金など、様々な行政分野に関する相談を受け付けています。

【行政相談委員とは】

行政相談委員は、総務大臣から委嘱された民間有識者で、全国に約 5,000 名、千葉県内には 159 名（各市（区）町村に 1 名以上）が配置されています。

国民の身近な相談相手として、行政に関する苦情などの相談を受け付け、助言や関係機関に対する連絡等を行い、苦情の解決や要望の実現を図っています。

◆ 令和 7 年度 行政相談委員全体会議

- ・ 日 時：令和 7 年 5 月 26 日（月）13 時 30 分～
- ・ 場 所：千葉県経営者会館 6 階大ホール

（千葉市中央区千葉港 4-3 TEL 043-246-1158）

※ 全体会議では、永年、功労のあった行政相談委員に対する関東管区行政評価局長表彰等の顕彰のほか、令和 7 年度行政相談業務の重点方針の確認等が行われます。



（本件照会先）

総務省千葉行政監視行政相談センター
行政監視行政相談課

電話：（０４３）２４６－９８２１

担当：久世（行政監視行政相談課長）

受賞委員のご紹介

○ 関東管区行政評価局長表彰（6名）

委員名	担当区域
吉野 孝道	松戸市
小林 俊之	市川市
染谷 昭子	習志野市
榊巻 敦子	八千代市
椎名 泰孝	銚子市
鈴木 俊一	富津市

○ 関東管区行政評価局地域総括評価官（在千葉行政監視行政相談センター） 感謝状(14名)

委員名	担当区域
秋葉 尚美	四街道市
川村 俊男	白井市
藤原 桂子	香取市
鈴木 延忠	東庄町
藤原 和弘	東庄町
古谷 幸一	山武市
土屋 栄子	横芝光町
御園生 加代子	一宮町
齋藤 信行	白子町
市原 恵治	いすみ市
加曾利 英男	大多喜町
菊池 博	袖ヶ浦市
望月 よし子	館山市
大澤 政明	鋸南町

○ 公益社団法人全国行政相談委員連合協議会会長表彰（2名）

委員名	担当区域
小島 直子	袖ヶ浦市
真田 英夫	南房総市

※ 公益社団法人全国行政相談委員連合協議会会長表彰は、全体会議に引き続き行われる令和7年度千葉行政相談委員協議会総会において贈呈されます。

【千葉行政監視行政相談センターの行政相談】

国民の皆様からの相談は、**次の窓口で受け付け**ています。

1 千葉行政監視行政相談センター 行政監視行政相談課

千葉市中央区中央港 1-11-3 千葉地方合同庁舎 7 階

◆行政苦情 110 番：おこまりならまるまるくじょーひやくとおぼん 0570-090110（休日・夜間は留守番電話）

◆FAX : 043-246-9829

◆インターネット相談受付：http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/soudan.html

2 行政相談委員

千葉県内には、159 名（各市町村に 1 名以上）の行政相談委員が配置されており、市町村等で相談所を開設して相談を受け付けています。

なお、相談所の開設予定等は、千葉行政監視行政相談センター又は市町村までご照会ください。

3 暮らしの行政相談所

◆高洲コミュニティセンター（千葉市美浜区高洲 3-12-1）

※JR 京葉線「稲毛海岸」駅下車 徒歩 5 分

毎週水曜日 午前 10 時から午後 4 時

◆鎌取コミュニティセンター（千葉市緑区おゆみ野 3-15-2）

※JR 外房線「鎌取」駅下車 徒歩 5 分

毎週火曜日 午前 10 時から午後 4 時（ゆみ〜る鎌取ショッピングセンターでの開催日を除く。）

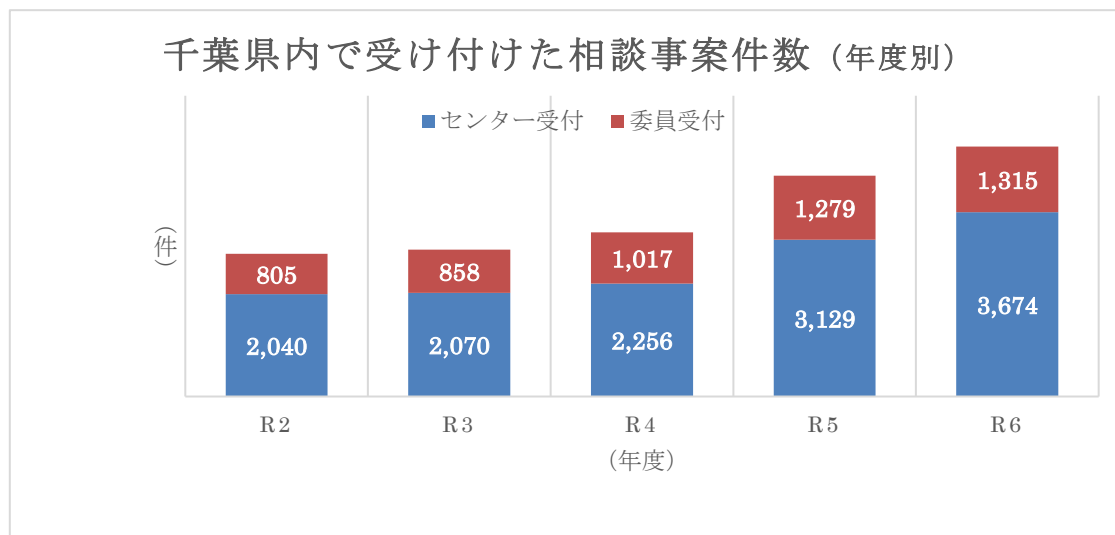
◆ゆみ〜る鎌取ショッピングセンター（千葉市緑区おゆみ野 3-16-2）

※JR 外房線「鎌取」駅下車 徒歩 2 分

原則、奇数月第 3 火曜日 午前 10 時から午後 4 時

《参考》行政相談件数

令和 6 年度に行政相談委員が受け付けた事案は 1,315 件、センターが受け付けた事案は 3,674 件で、県内で受け付けた事案の合計は 4,989 件となりました。行政相談委員、センターが受け付けた事案共に、前年度から増加しています。



行政相談による改善事例の紹介

1 行政相談委員が受け付けた事例

申 出 要 旨	処 理 概 要
小学校の通学路の危険箇所についてブラインドコーナー（＝死角）があり、カーブミラーの位置や注意喚起の表示に問題があるのではないか。  	現地確認、小学校長との面談、市道路管理担当課との協議を踏まえ、①カーブミラーが取り替えられ、②注意看板が新設された。  ミラーを一回り大きいものに取替え、角度も調節。これで歩行者が確認できる！  看板が大きくなり、向きも改善され、見やすく！ 

2 千葉行政監視行政相談センターが受け付けた事例

死亡診断書の作成目的で提出した戸籍謄本の返却について

当センターで受け付けた相談内容

A病院で入院していた父が亡くなった。生命保険会社に提出する死亡診断書の作成を依頼するためにA病院の窓口で戸籍謄本（原本）を提出した。その後、提出した戸籍謄本（原本）の返却を要望したが、運用上返却はできないと言われた。戸籍謄本（原本）は死亡に係る手続きで様々な場面で使用するので、返却して欲しい。

当センターの対応

A病院に照会したところ、「平成27年に千葉県に照会した際、本人確認は戸籍謄本の原本で行うとの見解をもらっているため、原本は返却せず、1年保管後処分している。」等の回答があった。

これを受け、千葉県に対し当該見解について照会したところ、「戸籍謄本の原本返却の扱いに係る統一的なルールは承知しておらず、平成27年の県からA病院に対し示したとされる見解は定かではない。」との回答があり、また、他の複数の病院等に照会したところ、戸籍謄本（原本）の提出を求めている状況を把握した。

そこで、再度A病院に対し、上記調査結果を伝えた上で照会したところ、以下のとおり回答があった。

- ① 今後（令和6年9月以降）、戸籍謄本（原本）は返却するよう運用を変更する。
- ② 運用変更前ではあるが、本件の相談者に限り戸籍謄本の原本返却を行う。